

法務局の地図ができるまで

1 実態調査(基礎測量)、基準点設置作業

- ★現地調査により地図作成地域の範囲を明確にし、土地利用状況の実態を調査します。
- ★地区内及びその周辺に設置された公共基準点を基に、地区内に3級及び4級基準点を設置します。
- ★地区内の現況(主に道路、溝の形状、道路脇に設置された境界標)を測定します。



2 準備作業

- ★地区内の土地所有者の皆さんに対する説明会を開催します。
- ★収集した資料と実態調査の結果から素図を作成
- ★関係官公署との打合せ

3 一筆地調査

- ★土地所有者又は代理人の方に立会っていただき、一筆ごとにその境界や地番・地目等を調査します(確認した境界には、しるしを付けます。)



4 一筆地測量

- ★1の作業で設置された基準点から、3の一筆地調査で確認した境界までの距離や角度を測定します。

5 地図作成・面積計算

- ★測量が終われば、土地の位置や形状を縮尺500分の1の地図に図示するとともに、一筆地ごとの面積を計算します。



6 縦覧・異議申立

- ★地図の原図、地積等調査一覧表を一定期間皆さんにみていただき、もし測量した境界に間違いがあれば申し出ていただきます。

7 登記

- ★作成した地図を備え付けます。調査・測量の結果、地目や地積が登記簿と一致しない土地については、登記官が実際に合わせるよう職権で登記します。

※ こうして、皆さんの土地は地図と登記簿によって特定され、現況が正確に公示されることとなります。